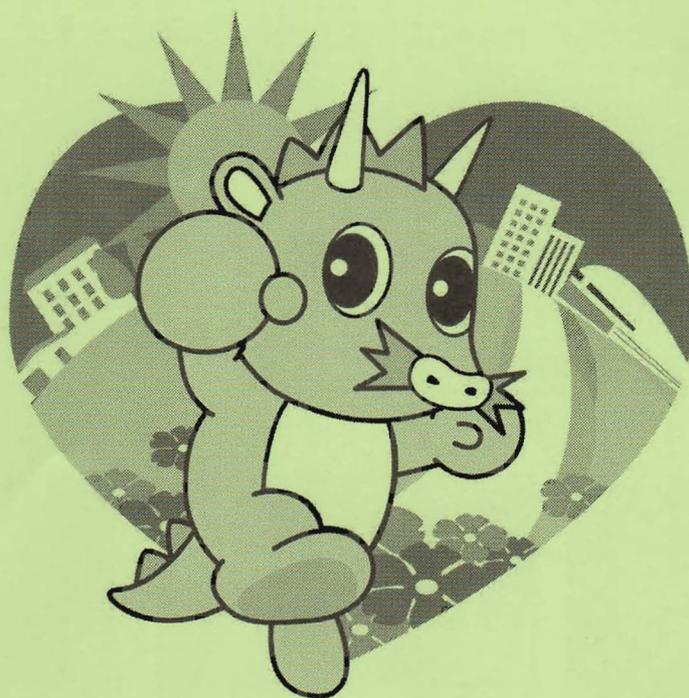


# 違反広告物ボランティア撤去団体の の募集について



令和4年4月  
さいたま市

## 「違反広告物ボランティア撤去制度」とは

道路上の電柱や街路灯、カーブミラー、信号機などに貼られた「はり紙」、「はり札」、道路上に置かれた「立看板」等の広告物は、屋外広告物法やさいたま市屋外広告物条例に違反した屋外広告物（違反広告物）であり、まちの景観を損ねるだけでなく、道路を通行する人に危険を及ぼす要因にもなっています。

一方、これらの『違反広告物』は、道路上にポイ捨てされたゴミ等と異なり、所有者がいるため、誰でも勝手に取ることや処分をすることはできません。

さいたま市では、地域の皆様が協力して地域のまちの景観を守る取組として、一定のルールにより、これらの違反広告物を簡易除却できる「違反広告物ボランティア撤去制度」を設けています。

この制度を活用して、簡易除却に御協力いただける団体の皆様におきましては、随時、受付をしておりますので、御参加をお待ちしています。

## 「違反広告物を撤去できる人」は

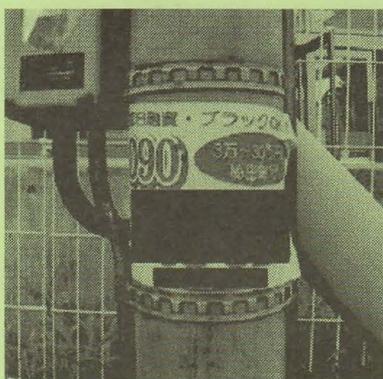
撤去できるのは、次のいずれかに該当する人に限られています。

- ①市長
- ②さいたま市の職員で、市長が命じた者
- ③さいたま市の職員以外で、市長が委任した者（※2名以上の団体であること）

「違反広告物ボランティア撤去員」の方は、③に該当します。

## 簡易除却できる広告物の種類

この制度で、簡易除却できる広告物は次の3種類の違反広告物となります。



①はり紙

紙等に手書き又は印刷したものを、のり、シール、接着剤、テープ等で貼り付けたもの。



②はり札

ベニヤ板、プラスチック等の丈夫な素材で補強したもの、又はそれらの素材に直接印刷したもの、ラミネート加工したものを、テープ、ひも等で取り付けたもの。



③立看板

木・金属・プラスチック等でできた枠組みに、紙・ビニール・布等を張り、電柱や街路樹などを利用して立て掛けて設置したもの。

## 簡易除却できない広告物の種類

次の広告物は、法令の規定や撤去の可否についての判断が難しいため、**撤去できないもの**とします。

- ①民家の塀や壁に貼り付けられたもの
- ②国または地方公共団体等が公共的目的のために表示するもの
- ③公職選挙法による選挙活動のために表示するもの
- ④政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のために表示するもの
- ⑤冠婚葬祭、祭礼のために一時的に表示するもの
- ⑥電柱に巻きつけてある金属板のもの
- ⑦所有者または管理者が管理上必要のために表示するもの  
※電柱に貼られた地中ケーブルの埋設に関するお知らせなど

【注意】トラブル防止のため、お店や物件の前に表示されているはり紙、はり札、立看板等は撤去できません。また、私有地に表示されている広告物も撤去できません。

※撤去できるか判断に迷う場合には、撤去せずに北部又は南部の各都市計画事務所 都市計画指導課まで連絡してください。

## 撤去活動開始までの流れ

### (1) 活動要件

活動をするには、以下の要件が必要となります。

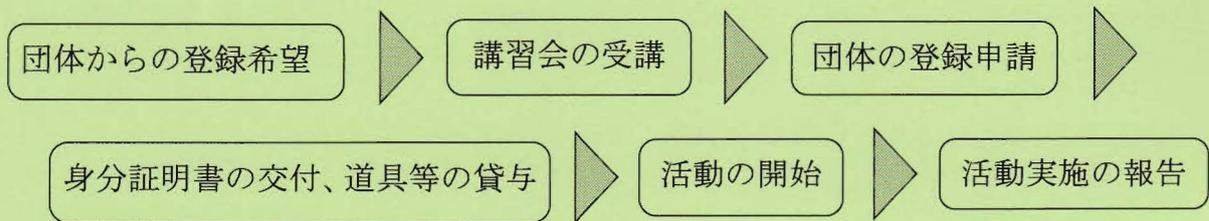
- ①団体が2名以上で構成されていること。  
⇒団体は、自治会、商店会、ボランティア団体等、既に組織されているほか、これを機に結成するグループやサークル仲間などの団体でも結構です。
- ②市内に在住、在勤、在学する20歳以上の方であること。  
⇒本市の権限を委任するため、市内に生活拠点がある方に限定しております。
- ③撤去した広告物を一時的に保管できること。  
⇒処分等は市が行いますので、市が回収するまでの間の保管をお願いします。
- ④活動する方に暴力団関係者がいないこと。

### (2) 活動期間等

活動期間は最大で2年間となります。

- ・更新の届出により、期間を延長することは可能です。
- ・活動日や時間は、団体の希望する日時で結構ですが、夜間の活動はトラブル等が懸念されるため、行わないようにお願いします。
- ・期間の途中で活動をやめることも可能です。

### (3) 登録から活動までの流れ



- ・違反広告物の撤去や処分の方法など、活動するにあたって必要な知識を習得するため、市が開催する講習会を受講していただきます。
- ・撤去活動時に携帯いただく身分証明書や必要な道具（ニッパーなど）、ボランティア活動保険の保険料は、市が準備及び負担をします。

### よくある質問

---

Q 1 申請の期限はありますか？

A 1 ありません。団体の申請はいつでも受け付けています。

Q 2 活動する地域は決まっていますか？

A 2 活動できる範囲で構いません。なお、活動する地域が複数の区でも可能です。

Q 3 活動する日時は決まっていますか？

A 3 活動できる日時に構いません。ただし、夜間の活動は安全確保やトラブル等の防止から、行わないようにお願いします。

Q 4 個人で活動することはできますか？

A 4 トラブル等を防止するため、2名以上のグループでの活動をお願いしています。

Q 5 団体に20歳未満の方がいる場合、登録はできないのですか？

A 5 20歳未満の方は活動できませんが、その方を除きその他の要件を満たす場合には、団体として登録することができます。

#### 【お問い合わせ】

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課 まちなみ・景観係  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1409

FAX 048-829-1979

E-mail toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp